

中小農畜産振興対策について

昭和32年度における新事業として実施される中小農畜産振興対策は従来の諸施策がともすれば上層の農家にかたより下層農家に対してはあまり益することが少いといわれ、又畜産については消費部門及び流通部門における施策をもっと大いにやる必要があるという要望もあり、これらのことを考慮して新しい政策として打ち出されたのが中小農畜産振興対策による家畜預託事業である。

この家畜預託事業の概要について述べれば、それは組合が組合の自己資金（県信連又は農林中金からの借入金）をもって肉用の家畜（和牛、豚、めん羊）を購入しその家畜をその地方の平均経営農地面積以下の農家及び開拓者資金融通法に規定する開拓者のうち飼養を希望する農家に家畜を預託する。（この場合の貸借関係は金銭の貸借ではなくて現物家畜の貸借である）

家畜の預託を受けた農家は一定の条件で1年－2年（和牛、豚は1年、めん羊は2年）飼養して組合に返納する。預託家畜の返納を受けた組合はその肥育された家畜を販売してその販売代金から家畜導入費用及び販売に必要な経費等を控除して残りの金額を預託料として預託農家に交付する。

このような家畜預託事業を行う組合に対して家畜購入代金の2割を国が補助することになっている。（補助金は組合に対するもので農家には補助金はゆかない）

家畜預託農家には補助金こそないが現金を必要としないで家畜を飼養できるし肥育した家畜は組合が責任をもって販売してくれるので農家は安心して家畜を飼養することができる。又組合は預託家畜は当然組合所有であるから集出荷が容易にできる。即ち共同で計画的に販売がなされるわけである。

以上は本事業の概要であるが次に国全体の本年度事業量並びに中小農畜産振興対策要綱を掲載し参考に供する。

なお都道府県別事業量の割当は7月10日頃の予定である。

昭和32年度事業量

対象家畜	和牛	豚	めん羊
総頭数	3,000頭	10,000頭	6,000頭
1組合当事業量	20頭	100頭	80頭
1農家当事業量	1頭	2頭	2頭

中小農畜産振興対策要綱

第一 目的

この要綱は、国及び都道府県の助成により農業協同組合が中小農家に収益を得させることを条件として家畜の肥育管理を委託する制度の確立普及を促進し、もって家畜の導入による中小農家の農業生産力の増強と現金収入の増加を図ることを目的とする。

第二 定義

この要綱において「中小農家」とはその経営する農地の面積がその地方における農家の平均経営農地面積以下の農家であって、経済力が薄弱なため有畜農家創設事業を利用して家畜を導入することが困難なもの及び開拓者資金融通法に規定する開拓者をいい「家畜」とは、短期肥育用の牛並びに肥畜用の豚及びめん羊をいい、「家畜預託事業」とは農業協同組合がこの要綱の定めるところにより中小農家に対し家畜の肥育管理を委託する事業をいう。

第三 家畜預託事業助成計画

1. 都道府県は、毎年度7月31日までに、翌年度における当該都道府県の家畜預託事業助成計画（別記様式第1号）を定め、これを農林大臣に提出するものとする。

2. 農林大臣は、前項の規定により提出された助成計画を勘案して都道府県別に国の家畜預託事業の助成計画を定め、これを当該都道府県知事に通知するものとする。

3. 都道府県知事は、前項の通知に基き第一項の助成計画に必要な変更を加え、変更後の助成計画に従って、家畜預託事業の助成を行うものとする。

第四 家畜預託事業

1. 家畜預託事業は、次の各号に掲げる基準に適合

岡山畜産便り1957.07

する農業協同組合であつて、その申請に基き、都道府県知事が選定したものが行うものとする。

(1) 当該預託事業に係る家畜を含め相当量の家畜を計画的かつ継続的に販売できる見込のある農業協同組合であること。

(2) 家畜を預託する組合員に対し、その肥育管理に必要な飼料を十分販売することができる農業協同組合であること。

2. 一農業協同組合の行う家畜預託の事業量は、毎年度牛にあつては20頭以上、豚にあつては100頭以上、めん羊にあつては80頭以上を標準とするものとする。

3. 一中小農家に対し預託する家畜の頭数は、牛にあつては1頭、豚及びめん羊にあつてはそれぞれ2頭とする。

4. 家畜の預託期間は原則として、牛及び豚にあつては1年以内、めん羊にあつては2年以内とするものとする。

5. 農業協同組合は預託期間の満了した家畜並びに当該家畜から預託期間中に生産された家畜及び畜産物を販売するものとし、その販売によって得た収入から次の各号に掲げる額の合計額を控除して得た額をその預託に係る中小農家に預託料として交付するものとする。

(1) その預託に係る家畜の購入に要した費用の額

(2) その販売に要した費用の額

(3) 当該農業協同組合の定める家畜預託事業利用料

6. 農業協同組合は前項の家畜の販売に当っては組合員の飼養するその他の家畜との共同販売又は他の農業協同組合の販売する家畜との共同販売を行う等の方法により極力計画的かつ合理的な販売に努めるものとする。

7. 農業協同組合は、預託に係る家畜につき、随時、内寄生虫検査を行うほか豚については豚コレラ予防注射を行うものとする。

8. 家畜の預託に関する農業協同組合と中小農家との契約においては、特に家畜の死亡廃用その他の事故による損失の負担及び損害賠償等に関する事項を明らかにしておくものとする。

第五 報告

農業協同組合は、家畜の預託及び販売をしたときは、

その都度都道府県知事に報告するものとし、都道府県知事は、この報告に基いて、家畜預託事業実施状況報告書(別記様式第2号)を作成し、これを毎年度各四半期経過後30日以内に農林大臣に提出するものとする。

第六 専任職員の設置

家畜預託事業の円滑な推進を図るため、都道府県は、家畜の肥育及び販売の指導を担当する専任職員を、農業協同組合は家畜肥育を担当する専任技術員を設置するように努めるものとする。

第七 国の助成措置

国は、毎年度予算の範囲内において、都道府県に対し、次の各号に掲げる経費につきそれぞれ当該各号に掲げる額以内の額を補助するものとする。

(1) 都道府県が家畜預託事業を行う農業協同組合に対し当該事業に係る家畜を購入するのに要する経費の全部又は一部補助する場合における当該補助に要する経費

農業協同組合が当該家畜の購入に要した経費の100分の20に相当する額

(2) 都道府県が家畜預託事業を行う農業協同組合に対し当該事業に係る家畜の購入及び肥育技術、当該家畜及びその生産物の共同販売等につき必要な指導を行うのに要する経費、当該経費の100分の50に相当する額